

答 申 書

桜川市市有財産跡地利用に係る答申

桜川市市有財産跡地等利活用審議会

令和8年5月1日

令和8年5月1日

桜川市長 大塚 秀喜 様

桜川市市有財産跡地等利活用審議会
会長 有田 智一

答 申 書

桜川市市有財産跡地等利活用の事業提案にかかる事業者選考について、審議した結果を以下のとおり答申いたします。

記

1 桜川市市有財産跡地等利活用事業者の応募状況

桜川市において、令和7年12月1日から令和8年1月30日にかけて、旧桜川市立桜川中学校、旧桜川市立樺穂小学校、旧桜川市立谷貝小学校、旧桜川市立猿田小学校の4施設の跡地利活用の募集を行いました。その結果、旧桜川市立桜川中学校の利活用を提案した事業所が1社ありました。一方、残りの3施設については、期間内に応募がありませんでした。

2 募集事業の提案について

①提案者

所在地 大阪府大阪市東成区深江北 1-3-29 ツカサビル 2階
名称 インブループ株式会社
代表者 代表取締役 尾張 伸行

②利活用の提案内容

別紙「桜川市学校跡地利活用事業提案書」のとおり

3 審査の状況及び結果について

上記事業提案について、総務部財政課で1次審査（書類審査）、令和8年2月27日に、本審議会において2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施し、審議会委員12名で厳正なる審査を行いました。

審査の結果、イングループ株式会社の提案は71点で、評価基準点である60点を超えました。事業提案書の内容は、利活用の要件である産業の振興が図られる事業として、地域の活性化と振興発展に貢献できる事業であることが認められ、交渉相手にふさわしい事業提案であると判断します。

また、令和8年3月27日には、地域に与える影響等を踏まえたうえでの跡地活用を検討するため、旧桜川中学校区の議員、区長、教育関係者から構成される「市有財産旧桜川中学校跡地等検討委員会」が設置されました。検討委員会では、事業者より事業提案書の説明が行われ、検討委員会委員からも一定の理解が図られたと思われま

す。今後、最終的な本契約締結にあたっては、各関係法令の手續等を遵守するとともに、地元説明会等の開催により、地域住民や関係者の理解を得るとともに、意見や要望等を十分に考慮した上で、決定していただくようお願いいたします。

4 応募がなかった施設の対応

今回の募集において応募がなかった3施設については、今後の有効活用に向けた方策を慎重に検討する必要があります。検討にあたっては、各施設の建築年度や老朽化の進行状況、維持管理に要する経費、周辺地域のニーズ等を総合的に勘案することが求められます。その上で、引続き利活用事業者の公募を継続的に実施するのか、あるいは施設の解体を含めた別の方策へ転換するのかについて、将来的な地域への影響や財政負担等も踏まえ、適切に判断していただきますようお願いいたします。

5 資料

検討の経緯

項目・期日	内 容
第1回 (R7.11.12)	(1) 桜川市学校跡地利活用事業者募集要項(案)について
第2回 (R8.2.27)	【第1部】 (1) 桜川市学校跡地利活用事業者募集の結果について (2) 審査について (3) 市有財産跡地等利活用検討委員会について 【第2部】 (1) 桜川市学校跡地利活用事業者募集プレゼンテーション及びヒアリング
桜川市旧桜川中学校跡地等利活用検討委員会 (R8.3.27)	(1) 学校跡地利活用にかかる取組について (2) 学校跡地利活用事業者による事業提案書の説明について
第3回 (R8.5.1)	(1) 市有財産旧桜川中学校跡地等利活用検討委員会の審議結果について (2) 跡地利用にかかる答申書について